2　法第20条第２号の要件への適合性

県道いわき石川線（以下「本路線」という。）は、道路法第７条の規定により福島県知事が県道に認定した路線であり、同法第15条の規定により福島県が道路管理者であることなどから、起業者である福島県は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

3　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

本路線は、福島県いわき市を起点とし、石川郡古殿町を経由して、石川郡石川町に至る延長約53.6kmの幹線道路である。

本路線の起点であるいわき市は、豊かな水産資源と天然の良港に恵まれていることから、沿岸には多くの漁港が立地し、豊かな漁場環境を活かした水産業が盛んであったが、平成23年３月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う大津波等（以下これらの災害を総称して「東日本大震災」という。）により、多くの生命や財産が奪われるなど、壊滅的な被害を受けた地域である。

本路線は、いわき市と福島県中地域に位置する石川郡石川町を連絡する道路であることから、地域住民の地域内交通に利用されているとともに、物流等による通過交通にも利用されているほか、東日本大震災により被災したいわき市の復興に必要な人的支援、物資、作業車両及び資材等の供給における輸送路としても機能している重要な路線であり、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき福島県防災会議が策定した福島県地域防災計画において、第２次確保路線に指定されている。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、福島県県道の構造の技術的基準を定める条例（平成24年福島県条例第104号。以下「福島県条例」という。）に定める車線幅員、最小曲線半径及び最急縦断勾配等を満たさない線形不良区間が多数存在するほか、交通事故も多発するなど、地域の主要な幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

本件事業の完成により、線形等の良好な道路が新たに整備され、自然災害時等における現道の代替路が確保されるなど、緊急輸送ネットワーク機能の向上が図られ、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成26年９月に任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

上記の環境影響調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ、クマタカ及びハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているブッポウソウ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサンショウクイ等が確認されているが、いずれも周辺に同様の生息環境が広く残されることなどから影響は小さいとされている。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているヌカボタデ及びオオミズバコ、準絶滅危惧として掲載されているナガミノツルキケマン等が確認されているが、起業者は、工事による改変箇所で生育が確認された場合は、専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講じることとしている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が２箇所存在するが、このうち１箇所については発掘調査等が完了しており、既に記録保存等の措置が講じられている。起業者は、残る１箇所についても石川町教育委員会と協議を行い、工事に支障がない旨の回答を得ている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、線形等の良好な道路を整備し、安全かつ円滑な自動車交通を確保することを主な目的として、福島県条例による第３種第２級の規格に基づく２車線の道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、福島県条例等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、山間部の一部をトンネルで通過する申請案のほか、トンネルを用いないルート案について検討が行われている。

申請案と他案とを比較すると、申請案は取得必要面積が少ないこと、事業費が廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

4　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、現道は線形不良区間が多数存在し、交通事故も多発していることなどから、できるだけ早期に安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があると認められる。

また、いわき市長を会長とする主要地方道いわき石川線整備促進期成同盟会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　福島県石川郡石三町役場

○中部地方整備局告示第三十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月五日

中部地方整備局長　八鍬　隆

一　施行者の名称　愛知県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成元年建設省告示第五百二十三号西三河都市計画下水道事業太浦東部流域下水道

三　事業施行期間　自平成元年三月七日至平成三十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○中部地方整備局告示第三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月五日

中部地方整備局長　八鍬　隆

一　施行者の名称　愛知県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和二十七年建設省告示第八百三十五号名古屋都市計画緑地事業第十一号大高緑地

三　事業施行期間　自昭和二十七年三月三十一日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし